

## 浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書

浜坂町・温泉町（以下「2町」という。）は、浜坂町・温泉町合併協議会規約（以下「規約」という。）第6条第1項、第10条第4項、第7条第1項、第8条第2項、第12条第2項及び第14条第1項に規定する内容については、次のとおりとする。

### （会長及び副会長）

第1条 規約第6条第1項に規定する協議会の会長及び副会長は、別表1のとおりとする。

2 会長及び副会長は、委員としての責務を持つものとする。

### （議長及び副議長）

第2条 規約第10条第4項に規定する協議会の議長及び副議長は、別表2のとおりとする。

2 議長及び副議長は、委員としての責務を持つものとする。

### （委員）

第3条 規約第7条第1項第2号に規定する各議会が選出する議員は、別表3のとおりとする。

2 規約第7条第1項第3号に規定する学識経験を有する者は、別表4のとおりとする。

### （顧問）

第4条 規約第8条第2項に規定する顧問は、別表5のとおりとする。

### （事務局）

第5条 事務局の組織は、別表6のとおりとする。

2 規約第12条第2項に規定する事務局の事務に従事する職員は、別表7のとおりとする。

3 事務局の設置期日は、平成15年10月20日とし、職員への事務従事命令も同日付とする。

4 協議会の会長は、必要に応じて臨時職員を置くことができる。

### （監査委員）

第6条 規約第14条第1項に規定する監査委員は、別表8のとおりとする。

(規約の施行)

第7条 規約附則第1項に規定する規約の施行日は、平成15年10月20日とする。

(内容変更)

第8条 この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わす。

(定めのない事項)

第9条 この協議書に定めるもののほか、必要な事項は、2町の長が協議して定める。

(協議の失効)

第10条 この協議は、協議会が解散したときにその効力を失う。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、2町の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成15年10月17日

美方郡浜坂町浜坂2673番地の1  
浜坂町長 中村政行

美方郡温泉町湯1604番地  
温泉町長 馬場雅人

別表1（第1条関係）

区 分	氏 名
会 長	中 村 政 行（浜坂町長）
副 会 長	馬 場 雅 人（温泉町長）

別表2（第2条関係）

区 分	氏 名
議 長	松 元 襄 司（温泉町議会議長）
副 議 長	丸 山 諄 二（浜坂町議会議長）

別表3（第3条関係）

区 分	氏 名	備 考	
各議会が選出する議員	浜 坂 町	田 中 満 穂	
		田 村 昭	
		小 林 俊 之	
	温 泉 町	田 中 要	
		西 村 公 子	
		西 脇 明	

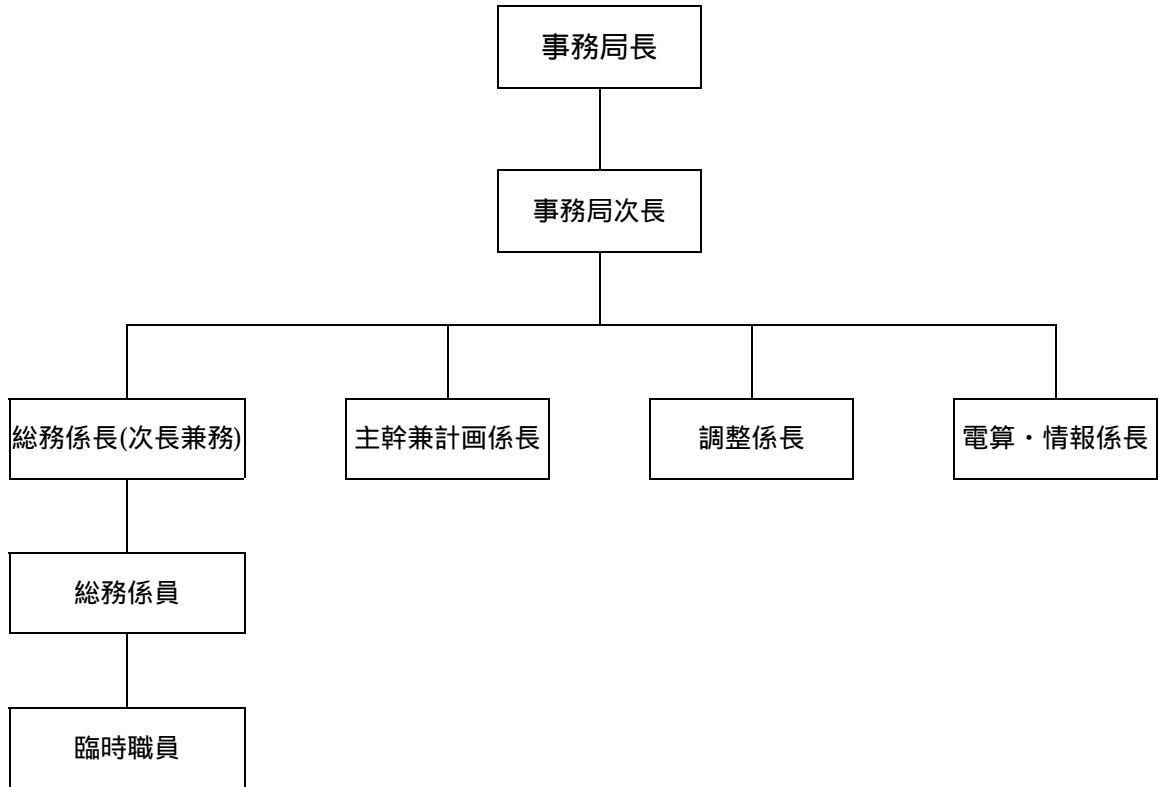
別表4（第3条関係）

区 分	氏 名	備 考	
学識経験を有する者	浜 坂 町	木 谷 重 幸	
		熊 本 恭 乃	
		中 井 登	
		中 田 雄 久	
		西 垣 晋 輔	
	温 泉 町	朝 野 美喜代	
		岡 田 衆 二	
		田 中 董	
		中 井 功	
		中 井 祥 三	

別表5（第4条関係）

区 分	氏 名
顧 問	丸 上 博（兵庫県議会議員）

別表 6 (第 5 条関係)



別表 7 (第 5 条関係)

職 区 分	氏 名	現 職
事 務 局 長	阪 本 晴 良	温泉町総務課参事
次長兼総務係長	西 村 大 介	浜坂町企画総務課副課長
主幹兼計画係長	西 村 徹	浜坂町企画総務課課長補佐
調 整 係 長	太 田 洋 二	温泉町総務課係長
電算・情報係長	宮 脇 美 智 子	温泉町総務課情報処理係長
総 務 係 員	川 崎 晴 人	浜坂町企画総務課主事

別表 8 (第 6 条関係)

氏 名	団 体 名
高 岡 昌 男	浜 坂 町
北 村 英 一	温 泉 町